平成２８年（フ）第５７１号
大阪市北区中之島４丁目１番17号
破産者　アイムスタイル株式会社
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７７３号
大阪府摂津市正雀３丁目２番７号
破産者　株式会社ボディケア
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９７１号
大阪府東大阪市長瀬町３丁目６番14号
破産者　ナガセカラー株式会社
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２０号
北海道小樽市稲穂３丁目14番16号
破産者　有限会社西
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第３５号
福島県郡山市富田町字西原50番地の３　星貸家東棟
破産者　岡住　精則
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
茨城県常総市馬場2419番地の２
破産者　有限会社宇津野
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第９５３号
東京都町田市成瀬台４丁目26番地27
破産者　小柳　隆徳
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４１号
東京都町田市成瀬台４丁目26番地27、商業登記簿上の本店所在地神奈川県大和市中央林間４丁目25番７号水島第６ビル202
破産者　中央管財株式会社
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４３号
愛知県豊田市京町１丁目106番地１　イーストロイヤルサイトウ601号
破産者　株式会社スタイルファースト
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
岡山県倉敷市児島柳田町505番地130
破産者　熊沢　惠子
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１号
高知市瀬戸１丁目４番21号
破産者　株式会社森本
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１８６８号
札幌市白石区北郷３条９丁目１番20号　Ｄｅａｒクリスタル39―102号
破産者　小松　　登
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３７号
札幌市西区山の手５条５丁目１番１号　医療法人耕仁会札幌太田病院内、住民票上の住所札幌市中央区南19条西12丁目１番12号コーポ19―401号
破産者　谷口　直美（旧姓藤田）
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２６号
札幌市中央区南12条西23丁目１番48号　リベルティ旭ヶ丘202号
破産者　鈴木　　薫
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１８号
札幌市東区北49条東３丁目７番８―202号
破産者　石田　匡生
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２９号
北海道石狩郡当別町字青山89番地１
破産者　山口　剛史
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５０号
仙台市若林区二軒茶屋４番１―408号
破産者　中島　淳一
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
群馬県前橋市総社町高井130番地２　サンモール　203号
破産者　村山　直行
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４９号
群馬県伊勢崎市境百々66番地１
破産者　伊藤美奈子
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２４９号
千葉県流山市西初石４丁目1417番地
破産者　池田　　卓
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係